

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月24日

分任契約担当官 九州地方整備局  
八代河川国道事務所長 堂 菌 俊多

## 1. 競争入札に付する事項

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1) 入札の件名         | 国有財産（土地227.31㎡）売払                        |
| (2) 売払財産の所在地      | 熊本県八代市古城町字一ツ塩屋2861番3                     |
| (3) 売払財産の地目       | 宅 地                                      |
| (4) 売払財産の数量       | 227.31㎡                                  |
| (5) 売払財産の用途地域     | 第1種中高層住居専用地域                             |
| (6) 売払財産の建ぺい率・容積率 | 建ぺい率 50% 容積率 150%                        |
| (7) 売買代金納入期限      | 分任歳入徴収官九州地方整備局八代河川国道事務所長の発行する納入告知書に定める期限 |
| (8) 引渡場所          | 売払財産所在地                                  |
| (9) 引渡日           | 売買代金が納付された日                              |

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては、国有財産法第16条の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 国有財産競争入札参加申込書を提出期限までに提出した者であること。

## 3. 契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

(事務所住所) 熊本県八代市萩原町1丁目708-2  
国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 経理課 契約係  
電話0965-32-7131 内線224

## 4. 入札説明書の交付場所

(事務所住所) 熊本県八代市萩原町1丁目708-2  
国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 経理課 契約係  
電話0965-32-7131 内線224

## 5. 現場説明の日時及び場所

- (1) 日時 : 平成24年11月 7日 (水) 10時00分  
(八代河川国道事務所に集合)
- (2) 場所 : 国土交通省 八代河川国道事務所 (熊本県八代市萩原町1丁目708-2)  
及び売払財産の所在地

## 6. 入札参加の申込方法及び申込書提出期限

- (1) 方法 : 国有財産競争入札参加申込書を提出すること。詳しくは入札説明書による。
- (2) 期限 : 平成24年11月19日 (月) 17時00分

## 7. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 : 平成24年11月26日 (月) 10時00分
- (2) 場所 : 国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 入札室

## 8. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 : その者の見積もる金額の100分の5以上を要する。
- (3) 契約保証金 : 契約金額の100分の10以上を要する。
- (4) 入札保証金の納付に関する事項
  - ① 納付の受付時間 : 入札執行の日の 9時00分から 9時50分まで
  - ② 納 付 先 : 九州地方整備局八代河川国道事務所  
歳入歳出外現金出納官吏 経理課長 橋口 繁雄
- (5) 入札の無効  
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 : 要
- (7) 契約に付する条件
  - ① 契約締結から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。
  - ② 契約締結から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。
- (8) 落札者の決定方法  
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 現場説明参加は自由とするが、入札前日までに現地確認等を行い、質問事項等があれば文書にて照会を行う。
- (10) 詳細は入札説明書による。